

奈良県防災功労者知事表彰

鹿ノ台自主防災会

項目	内容
世帯数・人口	
◇世帯数	3,024世帯（平成29年9月1日現在）
◇人口	7,248人（平成29年9月1日現在）
◇内65歳以上人口（高齢化率）	2,883人（39.8%：平成29年9月1日現在）
地域の特徴	
◇まちの特徴	昭和40年代中頃より開発された南に傾斜した台地、主に大阪を通勤圏とする住宅地である。
◇過去の災害、予想される災害	住宅地は高台に広がり、過去、大きな風水害にあっていないが、経験の無い大地震への備えに不安がある。

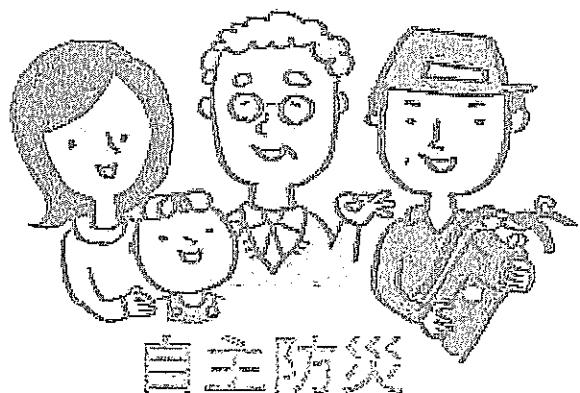
設立年月日	平成23年3月25日（地域内の11単位自治会を統合する組織として立ち上げた。）
設立のきっかけ	全国的な防災意識高揚の機運を受け、地域の防災力を結集する組織として設立された。
目的・キャッチフレーズ	「大地震は必ず起こる」「自助・共助・近助」「地域防災力の向上」「安心、安全なまちづくり」
予算規模	地区の自治連合会からの補助金と市の補助金 約30万円の予算
主な活動内容	
◇防災活動	避難訓練、避難所開設訓練（HUG）、要援護世帯調査、防災倉庫点検、先進機関団体訪問見学、会議・総会等
◇防災と一体的にとりくんでいる活動（防犯・美化・福祉など）	①安心・安全なまちづくり活動と連携協力、②市の災害時要援護者支援事業に協力、 ③地域の夏祭り（防犯・防災活動）に協力、④指定避難所における災害時の「非常時マニュアル」作成等
◇その他特徴的な活動	「地区防災計画」の承認を得て、「鹿ノ台版 非常時マニュアル」（4部構成・5分冊）を仕上げた。（一部未完）
主な連携先（行政・学校・企業・近隣の団体など）	生駒市、鹿ノ台中学校、鹿ノ台小学校、鹿ノ台ふれあいホール、（株）いそかわ、鹿ノ台ショッピングモール会 校区内にある4地区（鹿ノ台、鹿畑町、高山町久保地区、美鹿の台）が「協力・協同の精神」の下、「校区防災協議会」を発足させた。 (平成29・3・25)

鹿ノ台の自主防災活動

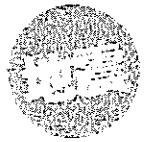
行動マニュアル

平成29年5月 作成

= 防災活動 P R 版 =



生駒市鹿ノ台自治連合会・自主防災会 策行



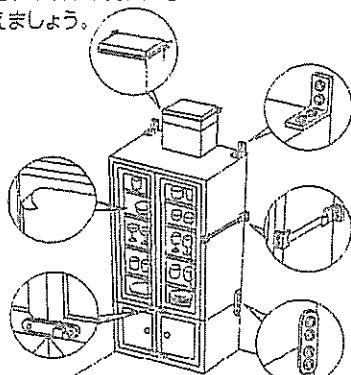
日ごろから 災害に備えよう!

非常時に備えておこう!

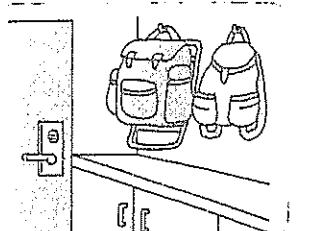
災害に備える非常用品は、緊急避難のときを持って逃げる「非常持出品」と災害後の生活をささえる「非常備蓄品」に分けて備えましょう。



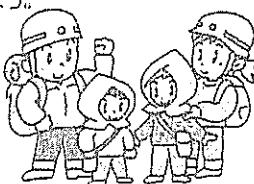
避難場所での生活に最低限必要な準備をしておきましょう。備蓄品や持出品は定期的に点検・入替をしましょう。



家具の傾斜を防ぐ
家具はトメ金などで固定しておきましょう。



非常持出品は、すぐ持ち出せる場所に置きましょう。

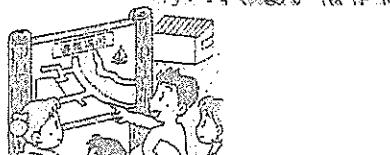
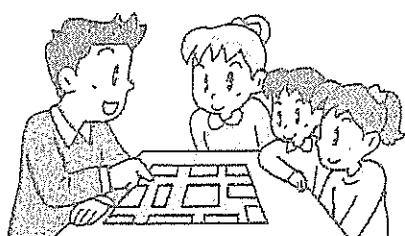


避難や災害時の連絡方法について確認しよう!

うわさやデマに惑わされず、正しい情報を入手しましょう。

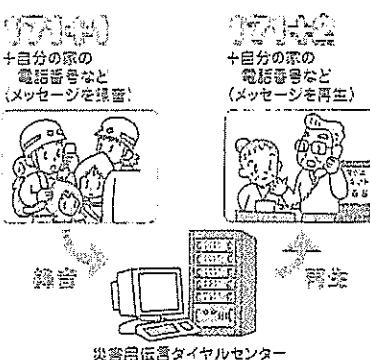
家族防災会議

役割分担、避難場所、避難場所までの道順、家族との連絡方法などを家族全員で確認しましょう。



避難場所・道順の確認
避難場所はどこか、道順をどうするかなどを確認しましょう。
海辺などにいるときに、地震が起きた場合には、すぐに高い所に避難しましょう。

災害用伝言ダイヤル「171」
災害によって電話が通じなくなったときのために、災害用伝言ダイヤル「171」を覚えておきましょう。



災害用伝言ダイヤルセンター

地域のことは地域で守ろう!



自主防災組織

地元住民などで助け合う自主防災組織に参加し、地域とのコミュニケーションを深め、災害について意識を高めましょう。



防災訓練
地域で行われる防災訓練には、積極的に参加しましょう。

（防災演習8月30日～9月5日）



鹿ノ台地区の防災訓練は平成29年11月19日(日)

午前に中学校校庭を中心に行います。

目 次

第一章 共通事項 ページ

1. はじめに	1
2. 鹿ノ台自主防災会の歩み	2
3. 生駒市 地震ハザードマップ	3
4. 鹿ノ台周辺の「土砂災害警戒区域」	4
5. 防災マップ（避難所/避難経路/防災倉庫等）	5
6. 防災倉庫・鍵保管者の一覧表	6
7. 地震発生時の自主防災活動	7
8. 備蓄品・非常時の持出品＜例＞	8

第二章 自主防災会の活動

1. 平成29年度活動計画	9	
2. 鹿ノ台自主防災会の組織	10	
3. 本部及び各班の役割	11	
4. 大地震発生時の活動（想定）	12	
◆本部（事務局）	◆情報班	◆消火班
◆避難誘導班	◆救出救護班	◆給食給水班

二関連資料二

① 鹿ノ台自主防災会「規約」	18
② 鹿ノ台自主防災会「連絡網」	20
③ 避難所等の力ギの保管者一覧表	21
④ 避難所周辺の緊急連絡先	21

第Ⅰ章 共通事項

1. はじめに

科学が進歩し、その成果は、我が国の高い技術力によって実用化され、私たちは便利で快適な生活を満喫しています。情報化社会を支えるIT機器は、ますます進化し続けているようです。

しかし、これだけ優れた機器や、豊富な情報があるにも関わらず、自然災害による被害や犠牲を未然に防ぐことができないようです。気象予報や地震予知は、ふた昔ほど前と比べ、ケタ違いに進歩しているのに、豪雨・台風・地震などによる悲惨なニュースを毎年のように見ています。

平成28年においても、◆熊本地震(4月)、◆台風10号(8月)、◆糸魚川大火(12月)等の大きな災害が発生しました。

「異常気象」とか「想定外のことだった」とか、あと付けで様々言われていますが、被害や犠牲者が出てからでは、もう手遅れです。特に「いのち」の犠牲は取り返しがつきません。

熊本地震では、これまでの「常識」をくつがえし、後に発生した「余震」のほうが「本震」を上回る規模の地震に襲われました。本震より規模の大きな地震が2日後に起こるとは、気象庁にとっても「想定外」だったようす。

後日、気象庁は、揺れの大きかった「余震」を「本震」と呼び、その前の地震を「前震」と呼び改めました。しかし、呼び直したからといって、既に発生した甚大な被害を軽減できるものではありません。「余震は小さい」もののという常識が油断を招き、被害を拡大させることのないように、私たちは、今回の地震災害から学ぶことが大事だと思います。

また、2016年8月19日に発生した「台風10号」は、日本に近づき、南西に去ったかと見ていたら、その後、Uターンして、太平洋側から東北地方に上陸しました。このような台風の動きは、観測史上初のパターンなのだそうです。この台風による猛烈な風雨で、東北地方・北海道では、大きな被害や多数の犠牲者が生じました。

台風10号が残した教訓のひとつは、「避難情報」のあり方についてです。行政から出される避難情報（特に「避難準備情報」）に対する理解と周知について、その問題点がクローズアップされました。

そこで、内閣府は昨年末、これまでの「避難準備情報」という言い方を変更して、
⇒「避難準備・高齢者等避難開始」と、改めました。

（※「避難情報」に関しては、本冊子15ページをご参照ください。）

本自主防災会にあっても、「いざ」という時の備えのため、地区の皆様の理解と協力を得ながら、避難訓練等の活動を継続して行きたいと思います。そして、本冊子が、非常時の行動の一助になればと願っています。



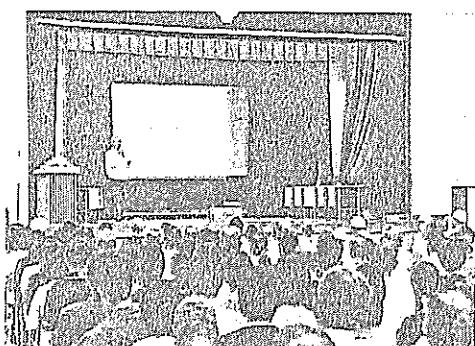
洪水に見舞われた高齢者施設(岩手県)

2. 鹿ノ台 自主防災会の歩み

- ① 平成23年3月25日、「規約」を制定し、自治会組織と連携を図りながら、地区内の防災力を結集する組織として結成された。
- ② 同年5月15日—「結成式典」を挙行。参列者320名。
⇒「5つのマス」宣言
- ③ 平成24年1月—市の補助を受け、地区内6ヶ所の公園に「防災倉庫」を設置。
※ 鹿ノ台中学校（避難所）には、市が保有・管理する「防災コンテナ」が設置されている。（平成17年設置）
- ④ 防災訓練等開催実績

回	開催日	訓練内容	参加人数等
第1回	平成23年12月4日	消火班・救出救護班	108名
第2回	平成24年9月22日	避難誘導班・給食給水班	113名
	平成24年12月2日	情報伝達訓練	地安推・各自治会長
第3回	平成25年11月24日	消火班・救出救護班	231名
	平成26年11月16日	情報伝達訓練	地安推・各自治会長
第4回	平成26年11月24日	避難誘導班・給食給水班	284名
	平成27年6月27日	避難所運営机上訓練（HUG）	各班長・副班長
	平成27年10月24日	情報伝達訓練	地安推・各自治会長
第5回	平成27年11月21日	避難誘導・消火・救出救護・給食給水の合同防災訓練	約400名（児童含）
	平成28年11月20日	避難誘導・消火・救出救護・給食給水の合同防災訓練	美鹿の台自治会・久保自治会12班 参加 約400名（児童含）
	平成28年12月4日	生駒市総合防災訓練（情報班：情報伝達訓練） 避難所開設・運営（HUG）訓練……約90名	

- ⑤ 24・26・28年度— 10月に、自治連合会（各自治会）と協力して、各世帯へのアンケートにより「避難調査」を実施した。
⇒ 調査結果を集約して「災害時の要援護世帯マップ」を作成し、自治会長等の関係者や機関に預託してある。
- ⑥ 平成26年6月— 生駒市の「認定証」（生危認定第68号）を受けた。
- ⑦ 平成29年2月— 生駒市「防災会議」で「鹿ノ台地区防災計画」が承認された。
- ⑧ 平成29年3月— 市の補助を受け、東3の公園、南1の集会所用地に防災倉庫が設置された。

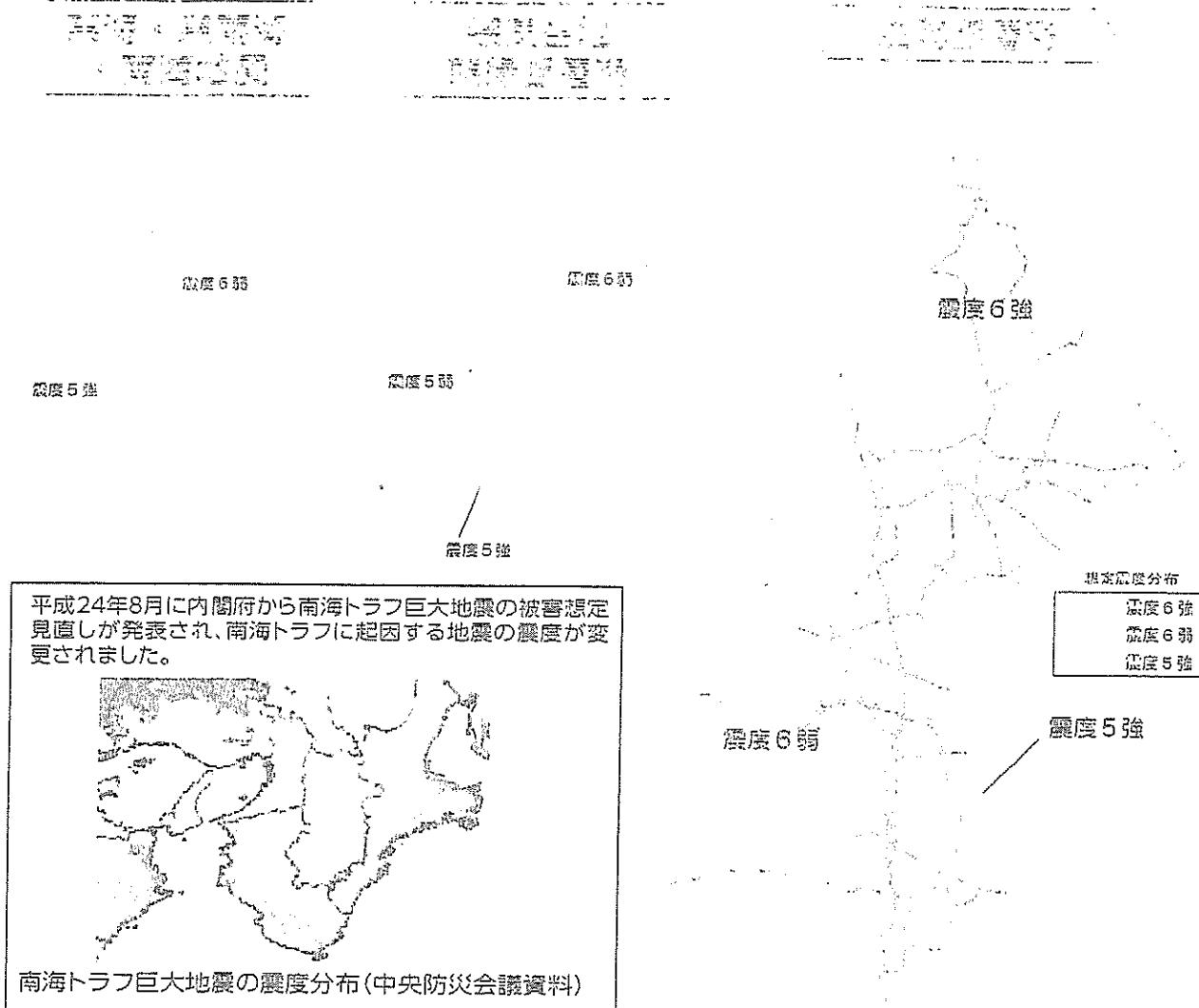


5つのマス

- 1 地震災害発生後、共助活動のため決められた仕事に迅速につきマス。
- 2 そのための演習や訓練に参加しマス。
- 3 防災の勉強をし、知識を深めマス。
- 4 家族を守るために家庭用防災グッズを揃えマス。
- 5 いざという時のために、近隣の人達との交流を深めマス。

3. 生駒市 地震ハザードマップ

この「地震ハザードマップ」は、発生が予想される地震に関する情報と、地形や地盤の状況から想定される震源別に示しています。生駒市では、生駒断層帯による直下型地震が最も揺れが強く、想定震度は震度5強～震度6強となっています。※平成20年3月生駒市公表



「南海トラフ巨大地震」による奈良県の被害想定

(南海トラフ巨大地震対策検討WG 資料)

- ① 死者 最大1,700人

⇒奈良県では、津波による被害は発生しないが、死者の90%以上は、建物倒壊によるものと想定される。(残りは、土砂災害や火災が原因)

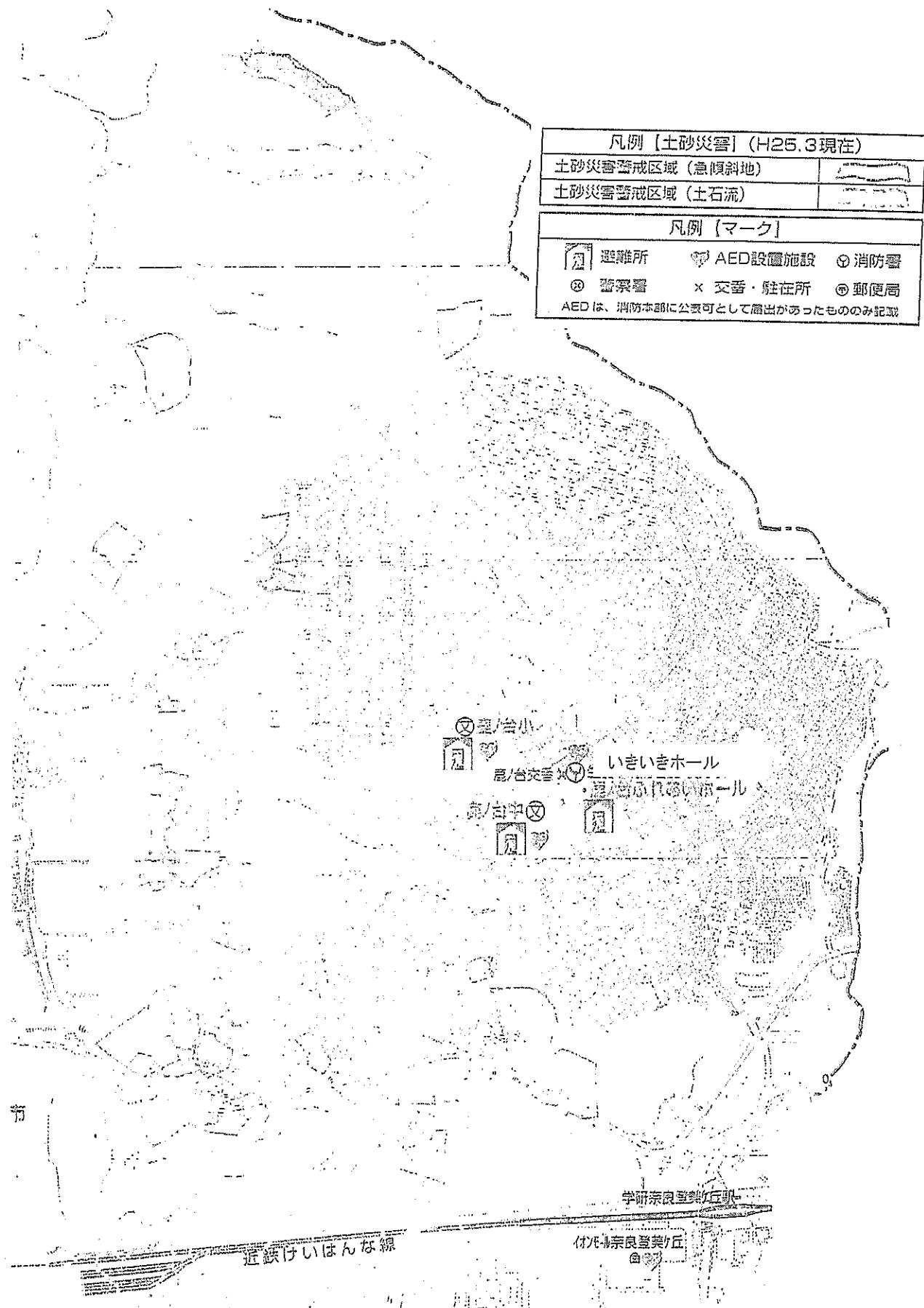
- ② 「避難所」への避難者 最大15万人 (1週間後)

- ③ 資産等の被害 最大3.4兆円

⇒他府県の被害が甚大なため、奈良県に支援が届かない状況が想定される。

※ 「1週間分」の備蓄が必要！

4. 鹿ノ台周辺の「土砂災害警戒区域」



5. 防災マップ（避難所・避難経路・防災倉庫）



♥:AEDは「ふれあいホール」「いきいきホール」「小学校」「中学校」に常備しています

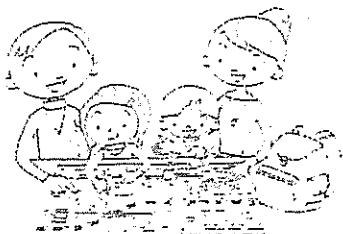
6. 防災資機材と保管場所・「鍵」保管者一覧表

平成29年4月1日 現在

NO	品名	保管場所					備考	
		運動公園 東2丁目	くすのき公園 東3丁目	かしのき公園 西3丁目	南1丁目10 東会所用地	相模公園 南2丁目	いちょう公園 北1丁目	木蓮寺公園 北2丁目
1	車イス	2	2	2	2	2	2	2
2	リヤカー	1	1	1	1	1	1	1
3	救急セシート	2	2	2	2	2	2	2
4	担架	1	1	1	1	1	1	1
5	防水シート	2	2	2	2	2	2	2
6	ジャッキ	1	1	1	1	1	1	1
7	のこぎり	2	2	2	2	2	2	1
8	てこバーレ	2	2	2	2	2	2	2
9	かけや	2	2	2	2	2	2	2
10	ヘッドライト	3	3	3	3	3	3	3
11	ロープ	2	2	2	2	2	2	2
12	ヘルメット	10	10	10	10	10	10	10
13	強力ライト	5	5	5	5	5	5	5
14	メガホン	5	5	5	5	5	5	5
15	ブランケット	5	5	5	5	5	5	5
16	スリムバトーン	1	1	1	1	1	1	1
17	スコップ	1	1	1	1	1	1	1
18	ハンドマイク	2	2	2	2	2	1	2
19	照明器具類	4	—	4	—	4	4	4
20	空気入れポンプ	1	1	1	1	1	1	1
21	クリップボード	5	5	5	5	5	5	5
22	簡易トイレ	1	1	1	1	1	1	1
23	簡易テント	2	2	2	2	2	2	2
24	防災倉庫の力ギ							
25	災害用無線機							
防災倉庫の「鍵」保管者		☆小久保 駿 ○中谷内政之	☆平野 妙子 ○山本千秋	☆岡本邦博 ○岡本邦博	☆岡本邦博 ○一箭恵三	☆勝部万里子 ○五十嵐静子	☆大堀 光男 ○山岸正博	○中井 譲 ○は「管理担当者」 ○は「管理担当者」
無線機 預かり者		黒部實本部長、太田事務局長						

7. 地震発生時の自主防災活動

時 間 経過	状況	個人の行動<自助>	自主防災活動<共助>
h : m 0:00	地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れに注意し身を守る ・あわてずに火の始末 ・玄関を開けて逃げ道を確保 	
0:01 ↓ 0:02	揺れがおさまった	<ul style="list-style-type: none"> ・山・崖崩れの危険があれば、すぐに安全な所に退避する ・火の元を確認（ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る） ・火が出ても、落ち着いて初期消火 ・家族の安全確認 ・靴やスリッパをはく（家の中は危険な物でいっぱい） 	<p>避難する前に必ずプレーを壁としましょう。</p> <p>避難するときは、玄関などに避難先を記したメモを残しましょう。</p>
0:03		<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所に声をかける ・近所に火災が発生していないか？ ・ろう電、ガスもれ、余震の注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所で助け合い ⇒見つからない人はいないか？ ・ケガ人はいないか？ ・災害時の要援護者は大丈夫か？
0:05		<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、テレビ等で震度・震源・被害状況等の情報確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災組織による活動開始 ⇒被害情報収集⇒情報班に連絡 ・市等からの情報を住民に伝達（自主防災会役員等が主になって行う）
0:10 ↓ 数時間	<p>出火 家具倒壊 負傷者の発生</p> <p>避 難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで消火活動 ・みんなで救出活動 ・市の「避難勧告」「避難指示」で避難を判断した場合、 ⇒まず「避難中継所」に集まる ⇒できるだけ集団となり、先導者に伴って避難所へ移動する。 ※自家用車は使わない ※ドロック扉、ガラス破片、がれきに注意 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火活動（消火器、バケツリレー） ・救出活動 ・負傷者の応急救護 ・困難な場合は消防署等へ支援要請 ・「避難所」への移動開始（誘導員を先頭に、注意し合い、助け合って） ・災害時要援護者の避難支援（支援者） ・「避難所（中学校、小学校）」の状況を点検・確認の上、避難所開設 ・自主防災会役員の指示に従って、避難所会場に入る。
↓ 数日	避難生活	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に協力して、秩序ある避難生活をする。 ・避難所ルールの順守 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営は、生駒市の「避難所運営マニュアル」に準拠して進める。 ・災害時弱者への配慮 ・在宅避難者への生活支援



8. 備蓄品・非常時の持出品<例>

家で最低3日分の食料や飲料水を確保しましょう

大規模災害に備え、市役所でも食料や日用品の備蓄をしていますが、食料には賞味期限があり、有効に消費できる以上の食料を備蓄することは、大量に廃棄しなければならない結果につながります。そのため市では、食料や生活用品を扱う事業者と、物資等を優先的に提供してもらえるよう協定を結んでいます。しかし、大規模災害の直後の混乱時には、皆さんの手元に届くまで時間がかかります。各家庭でも備蓄に心がけてください。

◎食料【日頃から消費するものを少し多めに蓄えましょう】

- ・調理を必要としないもの
乾パン、パン、ビスケット、スナック菓子、缶詰など
- ・お湯を必要とするもの
インスタントラーメン、レトルト食品、アルファ米など



◎飲料水【1日1人3リットル確保しましょう】

(チェック)をして
みましょう。

非常持出品を確認しましょう

◎1次持出品<避難するうえで最低限必要な物>

非常食・水	<input type="checkbox"/> 非常食(缶詰、レトルト食品など)	<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> 粉ミルク・離乳食			
衣類	<input type="checkbox"/> 下着・靴下	<input type="checkbox"/> 上着	<input type="checkbox"/> 毛布			
生活用品	<input type="checkbox"/> 洗面用具	<input type="checkbox"/> 大きなゴミ袋	<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ	<input type="checkbox"/> ティッシュペーパー	
救急医療品	<input type="checkbox"/> 常備薬	<input type="checkbox"/> 消毒薬	<input type="checkbox"/> 絆創膏	<input type="checkbox"/> 湿布薬	<input type="checkbox"/> 包帯	<input type="checkbox"/> 三角巾・ガーゼなど
安全対策品	<input type="checkbox"/> ヘルメット・頭巾	<input type="checkbox"/> 携帯レインコート	<input type="checkbox"/> 軍手(厚手の手袋)			
道具類	<input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 電池	<input type="checkbox"/> マッチ(ライター)	
	<input type="checkbox"/> ロープ	<input type="checkbox"/> ナイフ(缶切り)	<input type="checkbox"/> 時計			
貴重品	<input type="checkbox"/> 現金(お札と小銭に分けて)	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 預金通帳・印鑑			

◎2次持出品<復旧までの数日間を自活するために必要な物>

飲料水	飲料水は1日1人あたり3リットルを目安に				
非常食	非常食は、そのまま食べられるか、お湯を足す程度の簡単な調理で済むもの。				
生活用品	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ	<input type="checkbox"/> カセットコンロ	<input type="checkbox"/> 燃料	<input type="checkbox"/> 寝袋・衣類	<input type="checkbox"/> ドライシャンプー
	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー	<input type="checkbox"/> 新聞紙・ビニール袋			

⇒このページの資料は、生駒市から各家庭に配布されたものを、そのまま引用しています。

※「1週間分」の備蓄に心がけましょう！

第Ⅱ章 鹿ノ台自主防災会の活動

1. 平成29年度 活動計画

① 防災資機材の調達と管理・点検活動

- 防災資機材の調達（災害発生に備えて）に努める。
 - ・28年度末に設置が完了した東3、南1地区の防災倉庫を入れて、地区内8つ防災倉庫の機材を充実していく。
 - ・車いすの「チューブレス化」を検討する。
- 防災倉庫の一斉点検（年間4回）を継続して実施する。

② 防災訓練

- 自治連合会（各自治会）との連携・協力を推進する。
 - ・事前説明会を通し、訓練活動の目的・方法の周知に努める。
- 「第7回目：防災訓練」・11月19日（日）
 - ・広報やPR活動を通し、防災訓練への参加者増を図る。
 - ・4つの各班が、班の役目に相応した訓練を行う。
 - ・自主的に「給水活動」ができることを目指す。
- 「情報伝達訓練」（仮）11月に予定
 - ・情報班を中心に、生駒市と連携し、無線機操作や情報伝達の訓練を行う。

③ 自治会との連携・協力の強化

- 自治会役員・評議員を位置づけた防災組織の確立する。
- 災害時の要援護者支援体制におけるタイアップを推進する。
- 「行動マニュアル」の活用と防災意識の高揚を図る。

④ 「非常時マニュアル」と避難所運営訓練

- 「非常時マニュアル」の内容の理解と活用を図る。

⑤ 近隣地区（主に校区内）との連携・協力

- 鹿畠町・美鹿の台・久保自治会12班等と、協力関係の強化を図る。
- 校区内に「防災協議会」を設立し、商店や事業所等との協定締結等において、共同歩調を取るようにする。

⑥ その他

- 本防災会の活動記録、物品管理簿、保存資料等の整備を行う。
- 班活動、学習会や説明会の活発化を図る。
- 本会活動の広報やPR活動を積極的に進める。

2. 鹿ノ台 自主防災会の組織（平常時）

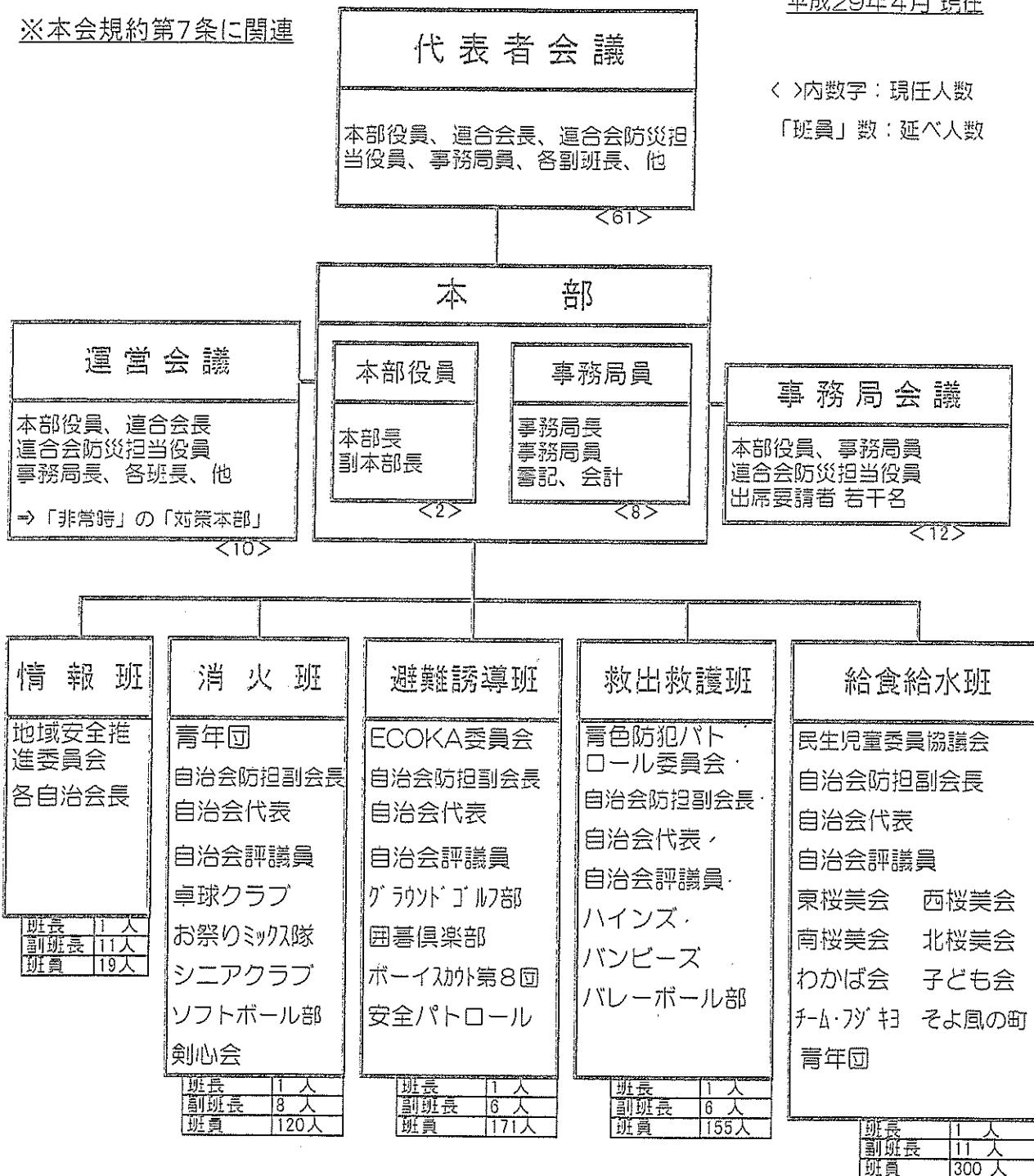
(1) 平常時の組織

※本会規約第7条に関連

平成29年4月 現在

〈〉内数字：現任人数

「班員」数：延べ人数



会員（地区全住民）

3. 本部及び各班の役割

※本会規約第17条(7)に関連

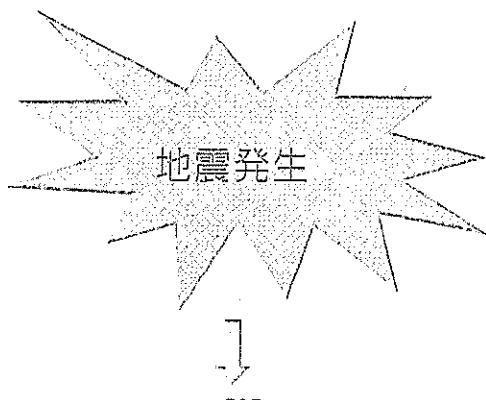


4. 大地震発生時の活動

◆ 本 部

「鹿ノ台中学校」（第1避難所）に参集し
「地区対策本部」を立ち上げ、避難所を
開設する。

本部長／副本部長／事務局員／各班長／各副班長
自治連合会会長／自治連合会防災担当役員



以下、別途作成の「非常時マニュアル」
に則って活動し、対応します。

◆ 自分自身、家族の安全を確認後、「地区対策本部」
を設置する「鹿ノ台中学校」に赴きます。

- 第1避難所→「鹿ノ台中学校」
- 第2避難所→「鹿ノ台小学校」
- 第3避難所→「ふれあいホール」

地区対策本部設置

◆ 「避難所リーダー」を決め、参集者で手分け
して、避難所の開設に当たります。
(避難所の開設は、生駒市の災害対策本部と

避難所の開設

◆ 避難者は「避難者名簿」に登録されます。

避難所運営委員会設立

◆ 避難所が沈静化した後は、避難者自身の手で
避難所が運営され、生活が行われます。
(この時点から、当該地区の防災関係役員は、避難
生活をサポートする役に回ります。)

避難所運営のサポート

《避難所運営／生活のポイント》

- ・ 避難所の運営主体は、あくまでも避難者自身
であることを忘れない。
- ・ 運営を円滑に行うため、事前に運営計画を作
成しておく。
- ・ 運営計画の柱は、組織、生活ルール、部屋の
使い方である。
- ・ 高齢者や障害者等の要援護者に対しては、特に
注意を払ってあげる。
- ・ 共同生活の場となる避難所には、様々な人が、
様々な事情で避難していることと、普段と同じ
生活ができないことを十分認識しておく。

避難生活ルール等

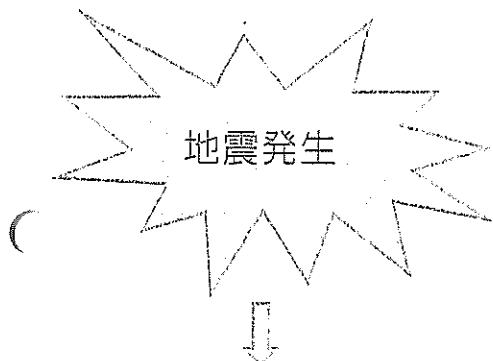
地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の破損状況等）や、火災発生の状況を迅速に取りまとめ、対策本部に報告します。

【班 長】地域安全推進委員会代表者

【副班長】各自治会/会長(11名)

【班 員】 20名

総勢:約30名



情報収集活動



とりまとめ



本部へ連絡

《市・消防機関が必要とする情報》

- 人物的被害
 - 死者、行方不明者、負傷者（重傷者・軽傷者）
- 住宅被害
 - 全壊、半壊、一部損壊、床上・床下浸水
- 公共施設の被害
- 公共土木施設の被害
 - 道路、橋梁、河川等
- ライフライン被害
 - 水道、交通、ガス、下水道核施設等
- 火災
- 田畠の被害
- その他の被害
 - がけ崩れ、地すべり等

❖ 消火班

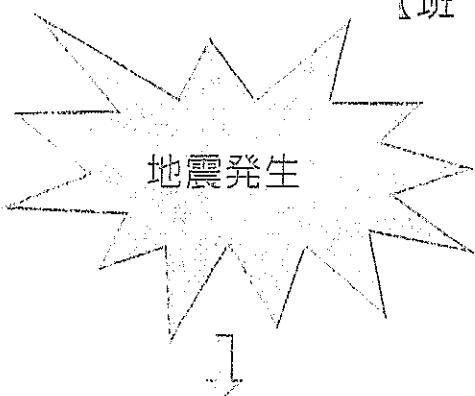
初期消火活動に当たる

火災が発生したら、近隣の方々とも協力して初期消火活動をします。ただし、消火活動は、あくまでも火災の延焼防止が目的であり、決して無理な活動はしません。消防署員が到着したら、その指示に従うようにします。

【班長】青年団代表者

【副班長】 8名

【班員】 120名 総勢：約130名



火災発生



初期消火



延焼拡大



避 難

◇ 握りが収まつたら、家族の安全と火元の確認をします。

◇ 消火活動に適した身なりを整えます。
(ヘルメット、手袋、長靴等)

◇ 消火器、風呂水などを使って、自ら消火活動をします。

◇ 消火班を中心に、消火器・バケツリレー等による初期消火活動を行います。

危険を冒しての、無理な消火活動はしません。
あくまでも、初期消火活動に留めます。
できるだけ早く消防署に連絡し、隊員の消火活動に託します。

◇ 消防隊員による消火活動に任せます。

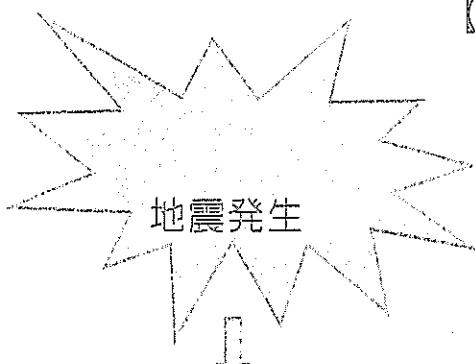
◇ 避難誘導班等の指示に従って、避難を開始します。

市長から避難勧告や避難指示が出た場合、避難誘導班が中心となって、迅速に、住民の避難行動に対する支援を行います。なお、市長の勧告や指示がなくても、住民の判断で自主避難がなされることもあります。

【班長】いきいき街づくり会委員会代表者

【副班長】 6名

【班員】 200名 総勢：約210名



隣近所の安否

- ◇ 摆れが収まつたら、家族の安全と火元の確認をします。
- ◇ 安全で歩きやすい靴をはき、隣近所、要援護者の安否確認をします。
- ◇ 正確な災害情報を入手し、避難誘導班としての活動に加わります。



避難中継所へ



集団で避難



避難所へ



＝避難情報の種類と段階＝

- > 「避難準備・高齢者等避難開始」
(危険性が高い状況を判断し、避難行動を起します。)
- >> 「避難勧告」(危険性が高い場合)
- >>> 「避難指示」(危険性が、非常に高い場合)
- 《自主避難》・・・自主的に避難所に避難する

※「避難情報」の段階は3種類あります。28年末に、初期の「言い方・意味」が変わりました。

- ◇ できるだけ「組」や「ブロック」でまとまり、集団で避難行動をするようにします。
- ◇ 避難所に到着したら、避難所運営係の指示に従い、受け入れ手続き（避難名簿の記入等）に協力をします。

鹿ノ台校区の避難所と開設のし方・・・「非常時マニュアル」の手順に依る。

○避難所は、鹿畠町や美鹿の台地区等と共同で使用します。

○避難する事態が生じた場合、

→まず、「鹿ノ台中学校」（第1避難所）を開設します。

→中学校に収容し切れない時、「鹿ノ台小学校」（第2避難所）を開設します。

→更に、収容できない時、「ふれあいホール」（第3避難所）を開設します。

△ 救出救護班

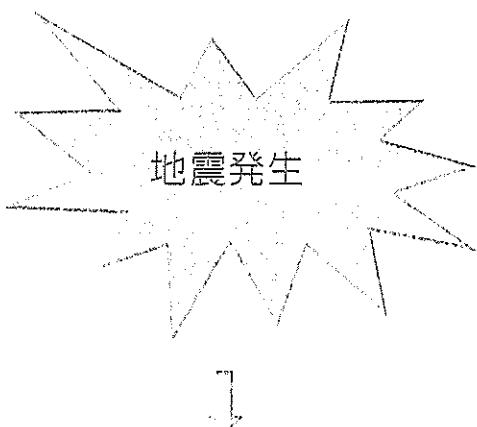
➡ 救出、救護活動に当たる

大規模な災害が発生すると、家具の下敷き、落下物等により、多数の負傷者が発生する恐れがあります。災害時を想定し、救助方法や応急手当の訓練を通して、その手法・技法を習得しておく必要があります。

【班長】青色防犯パトロール委員会代表者

【副班長】 6名

【班員】 155名 総勢：約160名



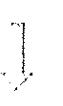
被害状況把握



防災倉庫へ



救助救護活動



避難所へ

- ◇ 搖れが収またら、家族の安全と火元の確認をします。
- ◇ 救出・救護活動に適した身なりを整え、安全で歩きやすい靴をはき、隣近所、ブロック内の状況を把握します。

=まずは、自らの安全確保=
救助活動においては、自らの安全確保を図った上で、その場の状況を判断し、危険を冒しての活動はしません。緊急性を連絡し、できるだけ早く専門の救助隊や重機の到着を要請します。

- ◇ 避難中継所（各地区公園）の防災倉庫にある器具や用品を使って、救助活動をしたり、応急手当てをしたりします。
- ◇ 状況の情報を連絡し合い、手分けし、集中的に人員を動員し、負傷者を助け出します。
- ◇ 負傷の程度や緊急度に応じて、救護所や医療機関に搬送するよう手配します。
- ◇ 避難所に到着したら、避難所運営係の指示に従い、受け入れ手続き（避難者名簿の記入等）の協力をします。

大規模な地震が発生すると、多数の負傷者がいるため、すぐに医療機関による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合、まず応急手当てを行い、重傷患者や中等傷患者は、市が設置する救護所（注）に搬送するようにします。

（注）鹿ノ台地区内では、鹿ノ台中学校が「救護所」に指定されています。

◆ 給食給水班

→ 給食給水、物資の手配をする

避難所での給食、給水活動をスムーズに行うために、食料と水の確保や配給方法の訓練をしておきます。そのために 大鍋等の資材の整備や、非常用食料の調理法を習得しておくことが大切です。

【班長】民生児童委員協議会代表者

【副班長】 13名

【班員】 300名 総勢:約310名

地震発生

身支度

避難所へ

◇ 摆れが収まつたら、家族の安全と火元の確認をします。

◇ 被害状況や避難情報を確認し、給食給水活動に適した身支度をします。

避難所の実情に応じた活動が求められます。
「迅速かつ公平」が大原則です。
混乱・不安定な状況の中ですから、冷静な
対処が大切です。原則として、全員に配給
できる数が揃うまでは、配給を行いません。
生活物資についても、同様の対処をします。

大災害時、避難所の「初動期」「晨開期」「安定期」など、活動が長期間にわたることも考えられます。食料や生活物資の受給・配給は、避難所が「撤収期」を終えるまで続きます。徐々に、活動の主体を避難者自身に委ねていくことが大切です。

避難者（被災者）の健康に直接関わる活動です。精神面の安定、衛生面への配慮等、運営方法を考えておくことが大切です。

災害時は、救援物資の不足による混乱が予想されます。避難者から不平が出ないようにする計画、方法を考えておきたいものです。また、手洗いや調理器具の洗浄など、衛生管理の備えも、たいへん重要です。

また、災害時における要援護者への配慮を忘れないように心がけます。

当地域においては、近い将来、当地域の近くを走る生駒断層帯、奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯などを震源とする大規模地震が発生する恐れがあると予測されている。

このような大規模な地震やその他の災害が発生した場合（以下「非常時」という）、被害を最小限に抑制するには、住民相互の共助の精神の基で、地域の防災力を高めておく必要がある。

自主防災の基本は、「自分の身は自分で守る」ことと、災害弱者といわれる人達を、住民の力を結集して守ることである。

本規約は、鹿ノ台地域の住民が所属する各自治会、鹿ノ台自治連合会、各種委員会、文化クラブ、体育クラブなどと連携し、自主防災会を組織して地域の連帯感を高め、行政機関との関連を深めながら、災害に強い居住環境創りを目指す

ものである

以下、本規約では、非常時を想定しつつ、平常時の備えや活動について定める。

（名称と会員）

第 1 条 この会は、鹿ノ台自主防災会（以下「本会」という）と称し、鹿ノ台地区、及び久保自治会 12 班の全住民を会員とする。

（本会の所在地）

第 2 条 本会の所在地は、鹿ノ台自治連合会事務所内とする

（目的）

第 3 条 本会は、住民隣保共同の精神にもとづく自主的な防災活動を行うことにより、大規模な地震やその他の災害（以下「地震など」という）による被害の防止と、その軽減を図ることを目的とする。

（位置付け）

第 4 条 本会は、鹿ノ台 11 自治会や鹿ノ台自治連合会、及び久保自治会 12 班との連携を基本とし、地域の防災力を結集する組織として位置付ける。

（事業）

第 5 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 防災に関する知識の普及に関すること。
- ② 地震などに対する予防に関すること。
- ③ 地震などによる非常事態の発生を想定した情報収集・伝達、避難誘導、初期消火、救出・救護、給食・給水などの応急対策に関すること。
- ④ 前号に関する訓練に関すること。
- ⑤ 資機材などの整備に関すること。
- ⑥ その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

（平常時の組織）

第 6 条 平常時における本会の組織は、別紙 1の通りとする。

（非常時の体制）

第 7 条 非常時における体制は、別紙 2のように定め、不断の備えに努める。

（役員）

第 8 条 本会に次の役員を置く。

- ① 本部役員（本部長、副本部長）
- ② 事務局員（事務局長、書記、会計、事務局員複数名）
- ③ 運営役員複数名（自治連合会長、防災担当役員、他）
- ④ 班長 各班 1 名
- ⑤ 副班長 各班に複数名

（本部の構成と役員の任期）

第 9 条 本部は、本部役員と事務局員で構成する。

- 2. 本部役員と事務局員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

（本部の任務）

第 10 条 本部では、地域の関係機関・団体と連携協力し、第 5 条に定める事業を推進する。

（班の設置）

第 11 条 本会に、以下の班を設置する。

- ① 情報班
- ② 消火班
- ③ 避難・誘導班
- ④ 救出・救護班
- ⑤ 給食・給水班

（本部役員と事務局員の選任・任命）

第 12 条 本部の各役員選任・任命・就任は、以下の項に従うものとする。

- ① 本部長、副本部長は、次の手続きを経て選任される。
 - ア) 本部長・副本部長候補者は、事務局から推薦され、代表者会議に付される。
 - イ) 代表者会議で、出席者の過半数の賛成をもって選任される。
- ② 事務局長、書記、会計は、新しい本部長が副本部長と相談の上、任命する。
- ③ 事務局員は、事務局長が任命する。

（運営役員の就任）

第 13 条 運営役員には、自治連合会長、自治連合会防災担当役員が就任する。

- 2. 前条の他に、本部役員が要請する者を、運営役員に就けることができる。

（班長、副班長の就任）

第 14 条 各班長、副班長の就任は、以下の項に従うものとする。

- ① 各班長の就任

- ア) 情報班長は、地域安全推進委員会の代表が就任する。
- イ) 消火班長は、青年団の代表が就任する。
- ウ) 避難・誘導班長は、いきいき街づくり会の代表が就任する。
- エ) 救出・救護班長は、青色防犯パトロール委員会の代表が就任する。
- オ) 給食・給水班長は、地区民生・児童委員協議会の代表が就任する。

- ② 各副班長の就任
 - ア) 情報班においては、各自治会長が就任する。
 - イ) 前項以外の班においては、当該班に所属する文化・体育クラブの代表、及び各自治会防災担当副会長が就任する。

(顧問の設置)

第 15 条 本部の意向により、別に複数名の顧問を置くことができる。

- ① 顧問は、本部長が任命する。
- ② 顧問は、要請に応じて、各会議で助言することができる。ただし、議決権を持たない。
- ③ 任期は1年とし、再任は妨げない。

(会計監査役の設置)

第 16 条 本会に、会計監査役を置く。

- ① 会計監査役は、代表者会議で決定する。
- ② 任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員の任務)

第 17 条 役員は、以下の項に従うものとする。

- ① 本部長は、本会を代表して会務を統括し、非常時においては活動の指揮命令を行う。
- ② 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時、その職務を代行する。
- ③ 事務局長は、本会の諸務を掌握し、実践的活動の企画、啓発などの推進をつかさどる。また、本部長・副本部長に事故ある時、その職務を代行する。
- ④ 事務局員は、事務局において、本会の事務・運営・物品管理など、諸般の業務を分担して推進する。
- ⑤ 各班の班長は、それぞれ機能別組織の長としての任務に当たる。
- ⑥ 各副班長は、班長を補佐する。
- ⑦ 各部署の任務や役割は、<別紙3>の通りとする。

(班員の役割)

第 18 条 本会の各班に所属する班員は、非常時に、当該班長の指示のもとで、その役割を担うものとする。

(会員の任務)

第 19 条 会員は、本会での決定事項や指示を順守するものとする。

(会議)

第 20 条 本会に代表者会議、運営会議、事務局会議、その他を置く。

(代表者会議)

第 21 条 代表者会議は、本部役員、運営役員、事務局員、各班長、各副班長で構成する。

- ① 代表者会議は、本部長が招集する。
- ② 代表者会議では、下記の事項を協議する。
 - 1) 活動計画、活動報告
 - 2) 予算計画、決算報告、会計監査報告
 - 3) 規約改正に関する事項
 - 4) その他、運営会議や事務局会議で、代表者会議において協議すると決定した事項
- ③ 代表者会議は、構成員の3分の2以上の出席（委任状を含む）で成立し、議決は、出席者の過半数の賛成を得て決する。

(運営会議)

第 22 条 運営会議は、本部役員、運営役員、事務局長、各班長、その他で構成する。

- ① 運営会議は、本部長が招集して、適宜開催する。
- ③ 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席（委任状を含む）で成立し、議決は、出席者の過半数の賛成を得て決する。

(事務局会議)

第 23 条 事務局会議は、本部役員、自治連合会防災担当役員、事務局員、若干名の出席要請者で構成する。

- ① 事務局会議は、本会の事業推進の必要に応じ、適宜開催する。
- ② 事務局会議は、構成員の3分の2以上の出席（委任状を含む）で成立し、議決は、出席者の過半数の賛成を得て決する。

(地区防災計画)

第 24 条 本会は、第3条に定める目的を遂行するため、地区防災計画を作成する。

(会費と経費)

第 25 条 本会の会費や運営に関する経費は、鹿ノ台自治連合会よりの助成金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第 27 条 本規約に定めのない事項については、事務局会議で協議して決める。

付 則 本規約は、平成23年3月25日から実施する。

付 則 本規約は、平成26年4月1日から実施する。

付 則 本規約は、平成27年4月1日から実施する。

付 則 本規約は、平成29年4月1日から実施する。